

四日市市上下水道局管理規程第 13 号

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市下水道事業会計規程（平成 17 年四日市市上下水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（指定公金事務取扱者）</u> <u>第 6 条の 3 管理者は、法第 33 条の 2 で</u> <u>準用する地方自治法第 243 条の 2 第</u> <u>1 項の規定により管理者が指定した者</u> <u>（以下「指定公金事務取扱者」という。）</u> <u>に公金事務を委託させることができる。</u> <u>2 指定公金事務取扱者に公金事務を委</u> <u>託しようとするときは、企業出納員に協</u> <u>議しなければならない。</u> <u>3 管理者は、指定公金事務取扱者に公金</u> <u>事務を委託したときは、その旨を告示す</u> <u>るものとする。</u> <u>4 管理者は、指定公金事務取扱者につい</u> <u>て、定期及び臨時に公金事務の状況を検</u> <u>査しなければならない。</u> <u>5 法第 33 条の 2 で準用する地方自</u> <u>治法第 243 条の 2 の 3 第 1 項の規定</u> <u>により指定公金事務取扱者の指定の取</u> <u>消しをしようとするときは、企業出納員</u>	

<u>に協議しなければならない。</u> <u>(追加〔令和 6 年上下水管規程 1 3 号〕)</u> <u>(指定公金事務取扱者による公金の払込み等)</u> <u>第 2 2 条の 2 令第 2 6 条の 4 第 2 項で</u> <u>準用する地方自治法施行令第 1 7 3 条</u> <u>の 2 第 2 項で規定する指定公金事務取</u> <u>扱者(次項において「徴収収納事務受託</u> <u>者」という。)は、収入を徴収し、又は</u> <u>収入等を収納したときは、納入義務者</u> <u>に対し、領収書又はこれに代わるものを交</u> <u>付しなければならない。</u> <u>2 徴収収納事務受託者は、その徴収した</u> <u>収入又はその収納した収入等を、その内</u> <u>容を示す計算書及び納入通知書又は納</u> <u>付書を添えて、企業出納員又は金融機関</u> <u>に払い込まなければならない。</u> <u>(追加〔令和 6 年上下水管規程 1 3 号〕)</u>	
--	--

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局管理部経営企画課)